

現 場 説 明 書

工事監督担当課
琴平町地域整備課

1 工事名称

令和7年度ヴィスポことひらメインアリーナ屋上防水工事

2 工事場所

香川県仲多度郡琴平町五條 1022 番地 1 (ヴィスポことひら)

3 工事概要

防水改修工事一式

①直接仮設工事

養生 改修部 1419 m²

足場 99.9 m²

②防水工事

ルーフィングシート防水 平場・立上り(高耐久シート仕様) 1599 m²

※高耐久の基準は「耐用年数 30 年」以上とし、施工前に監督職員に納入仕様書を提出し、材料の確認を受けること

笠木シーリング 151m

本工事は「琴平町週休 2 日工事 受注者希望型」である。

4 配布設計図書

①現場説明書

②設計図および設計内訳書 (C Dにて貸与しますので、入札時にご返却下さい。)

5 工 期

契約締結日 ～ 令和7年8月29日(金)

6 質疑回答の手続き

① 質疑の内容

質疑は設計図書に係る事項に限られます。設計図書以外の質疑には回答できま

せん。

② 質疑の方法

質疑がある場合は所定の様式において電子メールで質疑を送付して下さい。

ファックス電話、口頭による質疑には回答できません。なお、質疑がない場合の連絡は不要です。

なお、入札日までに質疑書原本に社印を押印したものを提出して下さい。

③ 電子メールの書式等

メールタイトル（件名）は次のとおりとして下さい。

【工事質疑】 令和7年度ヴィスポことひらメインアリーナ屋上防水工事

質疑書は所定の様式とし、メール本文には、貴社の社名、所在地、代表者職氏名、担当者名、電話番号、メールアドレスを明記してください。

④ 電子メールの送信先

メールアドレス

契約担当 【生涯教育課】 kyouikuinkai@town.kotohira.lg.jp

工事担当 【地域整備課】 chiikiseibi@town.kotohira.lg.jp

⑤ 質疑書提出期限

令和7年4月28日（月）まで

⑥ 回答について

回答書は令和7年4月30日（水）午後5時までに入札参加者全員に対して電子メールで送信します。

7 注意事項

（1）共通事項

① 工事着手にあたり、各仕様書を熟読の上、工事に支障がないように施工願います。

② 工事施工にあたっては、設計図書、仕様書等に従い忠実に施工して下さい。不都合な箇所、工法、疑問に思うこと等がある場合、速やかに監督員に報告し指示を受けて下さい。なお、工事に関する質問は工事打合せ簿等により書面にて提出して下さい。

③ 工事写真は工程毎に撮ってください。（大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」（建築編）参照）。特に隠れた部分の写真がない場合には、監督員が請負人の責任において破壊検査及び復旧を命ずることがあります。なお、工事写真は冊子にまとめたもののほか、工事完了時に電子データを提出して下さい。

④ 琴平町内の建設事業者の育成を図るため、下請施工を必要とするものにあつては、琴平町内業者への優先発注に努め、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を

除き、許可を受けた建設業者を選定してください。また、施工に必要な各種の建設資材、建設機械の購入またはリースについても、できる限り琴平町内業者を利用するように配慮してください。

- ⑤ 請負人は、本町から指名停止処分を受けて指名停止期間中の者を下請人としてはありません。
- ⑥ 下請契約を締結した場合は、琴平町工事請負契約約款第7条第1項の規定に基づき、下請通知書を提出して下さい。
- ⑦ 各工事建退共に加入し、契約締結後1ヶ月以内に掛金収納書を提出して下さい。
- ⑧ 工事实績情報を登録する内容について、次に示す期間内に工事实績情報サービス(CORINS)に登録手続きを行うとともに「登録内容確認書」の写しを監督員に提出して下さい。

ア 工事受注時 契約締結後 10日以内

イ 登録内容の変更時 変更契約締結後 10日以内

ウ 工事完成時 工事完成後10日以内

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

下記の期間は、現場代理人の常駐義務を緩和できるものとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や工事の全部の施工を一時中止している期間等
- ② 工事現場において、安全管理や工程管理等が適切に履行されており、発注者および監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる場合等

(3) 支払いに関する事項

- ① 部分払いの対象となる工事材料については、工事現場に搬入済の材料及び製造工場等にある材料で、監督員の検査に合格したものとする。

(4) 近隣への環境・安全対策について

- ① 工事期間中は近隣への影響を最小限に留める対策を施すこととし、また近隣の住民に工事について協力を依頼するとともに十分協議し、トラブルが発生しないよう留意して下さい。
- ② 施工にあたり現場進入口は敷地南側(管理用ゲート)からのみとなります。現場進入口は安全に通行出来るよう細心の注意をもって通行して下さい。
- ③ 使用機材搬入の際は、作業員及び第三者の安全はもちろんのこと、騒音、ほこり、土砂等で施設運営、近隣家屋等に支障を与えないよう十分注意すること。また、必要な仮設については、請負代金の範囲内において監督員の指示のもと設けてくだ

さい。

- ④ 近隣店舗駐車場及び周辺道路を工事用車両及び作業員通勤車両の駐停車場や待機場としないこと。
- ⑤ 工事に際し、通行制限や騒音等にて影響を及ぼすおそれのある工事を施工する場合は、監督員の指示によりその都度、請負人において周知文等で関係者に周知してください。
- ⑥ 工事に際し、既存施設等に影響を及ぼすおそれのある場合は現況を調査し、記録しておいて下さい。施工中、工事に伴う被害を与えた場合には、請負人の責任において速やかに復旧して下さい。
- ⑦ 工事場内は常に整理整頓し、事故災害等の予防に万全を期するとともに、現場内での喫煙は禁止することとします。

(6) 工程管理

- ① 工事期間内には施設の都合も考慮しながら施工していくことが予想される為、影響工程等の変更や延長等が発生しないよう工程管理の遵守を徹底すること。

(5) その他

- ① 本工事の入札参加に必要な書類等は琴平町ホームページよりダウンロードできます。
- ② 工事に必要な水道及び電気等については、監督員と協議し利用すること。
利用料については、町負担とする。

(7) 連絡先

【契約担当】 琴平町教育委員会 生涯教育課 社会教育係
香川県仲多度郡琴平町榎井 891 番 7
TEL 0877-75-6716

【工事担当】 琴平町地域整備課
香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10
TEL 0877-75-6728